

北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

- 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
(総務部税務課) 一
- 低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(総務部税務課) 五
- 北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則
(環境生活部環境政策課) 六
- 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(建設部総務課) 六
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則
(建設部都市環境課) 六

公布された規則のあらまし

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八十九号)

- 一 趣旨及び内容
地方税法等の改正に伴い規定の整備を行うとともに、自動車税を郵便振替の方法により納付する場合における道税領収証書について新たな様式を定めることとするためこの規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十号)

- 一 趣旨
離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正にかんがみ、離島振興対策実施地域等における道税の課税の特例の適用を受ける要件について改めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 離島振興対策実施地域に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除適用について、設備の取得価額の要件を二千三百万円超から二千五百万円超に改め

ることとした(第十二条第一項関係)。

- 2 半島振興対策実施地区に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税適用について、設備の取得価額の要件を二千三百万円超から二千五百万円超に改めることとした(第十五条第一項関係)。

- 3 振興拠点重点整備地区に係る不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税適用について、減価償却資産の取得価額の要件を五億円超から五億五千万円超(構成施設については、一億円超から一億千万円超)に改めることとした(第十八条第一項及び第二項関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十一号)

- 一 趣旨及び内容
都市計画法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(規則第九十二号)

- 一 趣旨及び内容
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則(規則第九十三号)

- 一 趣旨及び内容
都市計画法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十九号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和二十九年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の七第一項第十七号ウ中、「第九条第二十項」を「第九条第二十一項」に改める。
第六十七条の十六の見出し中、「申告又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中、「第六十六条第三項」を「第六十六条第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十六条第三項」を「第六十六条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。
第六十八条の三第一項中、「第六十四条第一項」を「第六十四条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 削除

第七十一条の四を次のように改める。

第七十一条の四 削除

附則第三十二項を附則第三十三項とし、附則第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十六項の次に次の一項を加える。

27 条例附則第八条の四第一項、第三項、第五項又は第七項の規定の適用がある場合における第六十八条の第三項の規定の適用については、同項中「第六十四条」とあるのは、「第六十四条（条例附則第八条の四第一項、第三項、第五項又は第七項の規定により読み替えで適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。

附則別記第二号様式末尾欄外注意の1の事項中「第23条の7第2項」を「第23条の7第2項」に改める。

別記第六号様式の七その三末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 この様式は、別記第14号様式その7又は別記第14号様式の3その4若しくは同様式その6と併せて用いること。

別記第十四号様式の三その七を削り、同様式その六を同様式その八とし、同様式その五を同様式その七とし、同様式その七の前に同様式その六として次のように加える。

その6 自動車税用（郵便振替による場合）

(一) 每

(表)

公司 証 領 受 金 込 込

[illegible]

納付場所

全国の郵便局

注意

- 1 納期限後に納めるときは、税額（その額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算します。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏^{うるす}年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

（2連）

07 小 樽		払込取扱票 公										払込料金 加入者負担							
口	座	番	号	百	十	万	千	百	十	番	金	千	百	十	万	千	百	十	円
											額								

加入者名	備考
------	----

道 税	住所（所在地） 氏名（名称）	様
-----	-------------------	---

領収書	年度	登録番号	税コード	税目	自動車税	通番	期割	種別	義務者
期別	税額	延滞金額	納期限	年	月	日	取 扱 庁		
							取りまとめ金融機関 北海道指定金融機関		

上記のとおり領収したので
通知します。

北海道出納長（支庁出納員） 様

受付局日附印	
--------	--

別記第十四号様式の三その四を同様式その五とシ、同様式その三を同様式その四とし、同様式その二の次に同様式その三とシて次のように加える。

その3（郵便振替による場合）

（1連）
（表）

道税	年度	領収証書
期 別		
住所（所在地）及び氏名（名称）		

徴収原簿番号 (登録番号)			様		
税 額			円		
延滞金額					
加 算 金 額	過少申告				
	不 申 告 重				
合 計 額					
納 期 限			年 月 日		

加入者名
郵便振替口座

取扱庁	領 収 印
裏面も必ずお読みください。 (納税者保存)	

(裏)

納付場所
全国の郵便局

注意

1 納期限後に納めるときは、税額（その額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した

割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{Uda} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(2連)

07										払込取扱票										払込料金 加入者負担									
口座番号										番金										千百十万円千百十円									
										額										備考									
加入者名										備考																			
住所(所在地) 氏名(名称)										様																			
年度										税目																			
徴収原簿番号										期別										通番期割種別義務者									
領収済通知書										税額										円									
延滞金額										取扱庁										取りまとめ金融機関 北海道指定金融機関									
加算金額										過少申告																			
不申告重																													

合計額	年月日
納期限	
上記のとおり領収したので （北海道出納帳（交付記録帳） 通知）ます。	
税	
印鑑欄	

別記第四十九号様式の五その一末尾欄外注意の3の事項に次のように加える。

(4) 特定信託の受託者である信託業を行う法人が、特定信託に係る面出をする場合は、当該特定信託の名称及び計算期間

別記第四十九号様式の五その二末尾欄外注意の2の事項を次のように改める。

2 「その他参考事項」欄には、次の事項を記入してください。

(1) 母国書の送付先が仕たる事務所等の所在地と異なる場合は、送付先

(2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人が、特定信託に係る面出をする場合は、当該特定信託の名称及び計算期間

別記第五十八号様式の二の七を次のように改める。

別記第58号様式の2の7 削除

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十七条の十六、第六十八条の三、第七十一条及び第七十一条の四の改正規定、附則第三十二項を附則第三十三項とし、附則第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十六項の次に一項を加える改正規定並びに別記第五十八号様式の二の七の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 北海道税条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第四十五号。以下「平成十三年改正条例」という。）附則第三項若しくは第五項の規定の適用がある場合又は平成十三年改正条例附則第七項の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例（平成十二年北海道条例第一百十号）附則第四項、第五項若しくは第六項の規定の適用がある場合又は同条例附則第七項の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例（平成十二年北海道条例第一百十号）附則第四項、第五項若しくは第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の額。」とする。

3 平成十三年改正条例附則第五項の規則で定める市町村は、北海道税条例施行規則の一部

を改正する規則（平成十二年北海道規則第二百七十四号）附則第二項に規定する市町村とする。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和六十年北海道規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三十八条」を「第三十六条」に、「第三十五条及び第三十七条」を「及び第三十五条」に改める。

第十二条第一項中「二千三百万円」を「二千五百万円」に改める。

第十三条第一項中「設備は」の下に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百一十一号。以下この項において「改正令」という。）附則第五条第六項又は第十四条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる改正令による改正前の」を、「」内にあつては「の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号。以下この項において「改正法」という。）附則第八条第六項又は第十八条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の」を加える。

第十五条第一項中「二千三百万円」を「二千五百万円」に改める。

第十六条第二項第一号ツ中「第五条第一項」を「第六条第一項から第四項までの規定」に改める。

第十八条第一項第一号中「五億円」を「五億五千万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「一億千万円」に改める。

第十九条を削る。

附則に次の一項を加える。

8 条例附則第十項の規則で定める設備は、一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が七億円を超え、

平成十三年七月十日 火曜日

かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項、第十五条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、若しくは増設される製造の事業の用に供する設備又は設置される減価償却資産について適用し、同日前に新設され、若しくは増設された製造の事業の用に供する設備又は設置された減価償却資産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第十三条第一項及び附則第八項の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十一号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則
北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和四十九年北海道規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「の各号」を削り、同項第四号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十二号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年北海道規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「別表第一の十二の項29」を「別表第一の十二の項28」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十三号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年北海道規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「（平成十年三月二十七日公告）」を「（平成十三年六月二十九日公告）」に改め、同条の表第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項及び第二項」に改め、「函館市」を削る。

第十一条及び第十二条中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に改める。
第十四条の見出し中「市街化調整区域内」を「用途地域の定められていない土地の区域内」に改め、同条第一項中「市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書」を「用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書」に改める。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別記第三号様式中「（法附則第5項において準用する法第40条第1項）」を削る。

別記第四号様式中「北海道知事様（北海道知事様）」

に改め、「都市計画法附則第5項において準用する同法第32条（同法第35条の2第4項において準用する同法第32条）」及び「（法附則第5項において準用する法第40条第1項）」を削る。

別記第六号様式中「北海道知事様（北海道知事様）」

に改め、「都市計画法附則第5項において準用する同法第31条（同法第35条の2第4項において準用する同法第31条）」

を削る。

都市計画法施行規則第19条 （都市計画法施行規則附則第4項において準用する同省令第19条）の該当資格	第1号	イ、ロ、
---	-----	------

ハ、ニ、ホ、ヘ、	第2号	「都市計画法施行規則第10条の該当資格」	第1号	イ
----------	-----	----------------------	-----	---

に改める。

「北海道知事 支庁長」様

「（都市計画法施行細則附則第5項において準用する同規則第11条）」を削る。に改め、

浜田縣十一叩樂佐市「市街化調整区域（用途地域が定められていない土地の区域）内における建築物の特例許可申請書」や「用途地域が定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書」に、
（北海道知事様）や「北海道知事（支庁長）（支庁長）」

様」に於て「、都市計画法附則第5項において準用する同法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する同法第41条第2項ただし書）」と云ふ。

「北海道知事（支庁長）を」様

「（都市計画法附則第5項において準用する同法第42条第1項ただし書）」様
前。

「北海道知事
（支庁長）
を
様」

「（都市計画法附則第5項において準用する同法第44条）」、平成19年12月6日（都市計画法附則第5項において準用する同法第44条）」、平成19年12月6日

「北海道知事
（支庁長）
を
様」

に名づける（都市計画法附則第5項において準用する同法第45条）」や、

「第1項」を削る。

「(都市計画法附則第5項において準用する同法第47条第4項)」やNo.126の「」

「北海道知事
（支庁長）
を
様」

様」に定め、「（都市計画法施行規則第3項）」及び「（都市計画法附則第5項において準用する同法第41条）」を適用する。

別記第二十号様式(裏面)中「若しくは都道府県知事」を「都道府県知事若しくは指定
都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれている」を「行われている」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十三年七月十日

火曜日

八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課